基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十八日

大阪府豊中市庄内東町一丁目七番三三号
四〇一号室　　株式会社ＳＡＢＡＲ
代表取締役　右田　孝宣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十八日

千葉県八千代市八千代台南二丁目九番一号
株式会社共栄工業
代表取締役　谷田貝　彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十八日

東京都国立市西一丁目一番地の三〇
株式会社羽黒エンジニアリング
代表取締役　齋藤　實

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松田章良が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月二十八日

オランダ王国アムステルダム一〇一九ＧＭ、ピート・ハインカーデ五五
東京都品川区東五反田三丁目五番一九号
Subway International B.V.
日本における代表者　松田　章良

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年十一月二十八日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年十月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号ＪＡビル
ＧＡＭ証券投資顧問株式会社
代表取締役社長　岩本　貴聖

持分の払戻し・資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社に伴う持分の払戻しとして剰余金額を超える二百二十万円の払戻しを行うとともに、当該持分の払戻しを行うため、資本金の額を二百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目八番四七―四二三号　　合同会社ｍｏｍｏｔａｎ
代表社員　酒井　陸翔

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　七十一頁（号外第一二七号）
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジェイコアレジ４ホールディング特定目的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月六日
掲載頁　六十頁（号外第二二三号）
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ジェイロジスティック特定目的会社
取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億六千五十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年七月二日付官報の号外第一五一号一五〇頁に掲載されています。

令和七年十月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ４特定目的会社
取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十二月二十六日付官報の号外第三〇二号八十七頁に掲載されています。

令和七年十月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＧＬＰ圏央境古河ロジスティック特定目的会社
取締役　北川　久芳

取消公告

令和七年十月二十日（号外第二三三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

また乙は「株式会社アグリ　代表取締役　井島聖吾」で公告しましたが、正しくは「合同会社アグリ　代表社員　株式会社高岡ヤンマーホールディングス　職務執行者　井島　聖吾」となります。

令和七年十月二十八日

愛知県豊田市若林東町東山四〇番地八
（甲）株式会社高岡ヤンマーホールディングス　代表取締役　井島　聖吾
愛知県豊田市若林東町東山四〇番地八
（乙）合同会社アグリ
代表社員　株式会社高岡ヤンマーホールディングス
職務執行者　井島　聖吾

正誤

ページ	段	行	誤	正
八一			五番地	五番地、神奈川区127番地

令和七年八月二十八日掲載の横浜家庭裁判所に係る令和七年（家）第四〇五八六号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中
（原稿誤り）